



# NEWS LETTER Business Edition

1

## ニュースレタービジネスエディションのお知らせ

2023年 春夏号



福岡市博多区住吉神社のクスノキ

青葉の美しい季節となりました。経営者の皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。さて、弊社では損害保険(自動車・火災など)と生命保険(死亡・医療・がんなど)をお取り扱いさせて頂いておりますが、個人様だけでなく、法人様からのご契約も多く頂いております。特に生命保険分野の法人保険は、退職金の積立や社員の福利厚生を目的とされる他にも、これからの社会問題となる事業承継において、次のような特徴があります。

- ①代表者死亡の事業承継後に起こる売上の低迷や運転資金不足などを解決
- ②保険料の損金算入で自社株の評価額を下げ、後継者の納税負担を軽減
- ③親族内承継の場合の相続税、贈与税の納税資金を調達
- ④遺留分侵害のトラブルを解決

このように、法人の生命保険は、経営者様が長年情熱と愛情を注ぎ育まれてきた会社、後継者様、社員様に対する「想い」を叶える為の大切な備えとなります。法人保険は、創業35年の池松コンサルティングにお任せください。

### 経営承継円滑化法

現在、日本の99.7%が中小企業です。その代表者の平均年齢は66歳、この10年間で70歳を超える社中小企業、小規模事業者の経営者は245万人、うち約半数の127万社(日本企業全体の1/3)が後継者未定です。現状を放置すると、約650万人の雇用とGDP22兆円が失われる計算になります。このことを解決するため、2008年に経営承継円滑化法が制定され、2018年に大きく改正、2027年までの10年間で「事業承継をサポートする期間」と位置付けました。この経営承継円滑化法は次のような3つの柱から成り立っています。

#### 課税の特例

##### 贈与税や相続税の納税が

一定条件の下、承継される会社の株式に対して猶予される

なお、このような特例処置を活用するには「認定経営革新等支援機関」の支援を受ける必要があります。これは、国が認定する商工会議所や金融機関、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士などです。

#### 遺留分に対する民法の特例

後継者以外の法定相続人が承継する会社の株式等に対して持っている

##### 遺留分を制限する

2024年3月31日までに、特例承継計画を提出することが前提です。ご興味がある方は、お気軽に弊社の事業承継プランナーの名越(ナゴヤ)まで、ご連絡ください。

#### 金融支援

分散した株式や資産の買い取り、専門家に依頼する書類作成費用、信用低下による資金繰り悪化対策、納税などの資金を日本政策金融公庫や信用保証協会による融資



# 融資の経営者保証が今年の4月から大きく見直されます

ニューズレター編集長の名越です。

さて、企業が金融機関から融資を受ける場合、経営者個人が連帯保証人となる

「経営者保証」は、全体の80%で求められ一般化していました。

しかし、もしも会社が倒産した場合、経営者個人に債務がのしかかり、

最悪の場合自己破産しなければならない状態へと追い込まれます。

これでは成長する可能性がある企業の経営者が、融資の申込みを躊躇し、積極的に新しい事業への投資を進め難いという問題があります。その解決策として、全国銀行協会と日本商工会議所が2014年に「経営者保証のガイドライン」を策定されました。その主な内容は次の通りです。



|   |
|---|
| <b>経営者保証ガイドラインの3要件</b><br>内部または外部からのガバナンス強化により、<br>3要件を将来に亘って充足する体制整備が求められる |
| 資産の所有やお金のやり取りに関して、<br>法人と経営者が明確に区分・分離されている                                  |
| 財務基盤が強化されており、<br>法人のみの資産や収益力で返済が可能である                                       |
| 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている   |

上記3要件の全てまたは一部を満たせば、経営者保証なしで融資を受けられる、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性がある

そして、この制度が更に2023年の4月から大きく見直されることとなりました。

これからは、金融機関が経営者保証を経営者に求める場合、「保証の必要性」「不要になる条件」の説明が義務化され、事業資金の融資を行う際の個人保証（経営者保証）を求める場合に、下記の項目を経営者に説明し、融資全体と経営者保証を外した融資の件数を金融庁に報告することになりました。

これにより、保証人に対する説明内容を記録として残すことが必須となり、経営者保証を求める際に、必要な手続きが多くなり、経営者保証を付けなくてもよくなる方法を明確に伝える必要が出てきます。

もちろん、今回の制度の改革で、全ての融資で経営者保証がなくなるわけではありません。また、今回の見直しは、企業の「事業性を評価」

の融資を拡大し、リスクを個人から切り離し、経営者の積極的な事業展開の活性化を促すことが目的です。

だからこそ、経営者保証を外した融資を受けるためには、金融機関からしっかり信用を得られるような決算書や事業計画を用意する必要があります。

池松コンサルティングでは、このような制度に対応し適正な資金調達をお手伝いさせて頂いております。



これまで80%求められた経営者保証を解除した融資が拡大して行きます

## 株式会社池松コンサルティング

福岡事務所:福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル5階  
TEL:092-406-1868/FAX:092-510-7199  
大川事務所:福岡県大川市酒見174-70  
TEL:0944-88-0442/FAX:0944-88-1832

LINE公式アカウント  
LINEでのご連絡や  
ニューズレターの  
バックナンバー閲覧、  
動画視聴はこちらから

